請　　願

平成２６年９月須賀川市議会定例会

請願番号	受　理 年月日	請　願　名	請　願　者	紹介議員	資　料 ページ
請願第12号	26.8.29	政府による緊急の過剰米処理を求める請願	岩瀬郡鏡石町 須賀川地方農民運動連合会 会長　丹治実	丸本由美子	1～2
請願第13号	26.8.29	農業委員会、企業の農地所有、農協改革など、「農業改革」に関する請願	岩瀬郡鏡石町 須賀川地方農民運動連合会 会長　丹治実	丸本由美子	3～4

請願　第　12　号
平成26年8月29日受理

政府による緊急の過剰米処理を求める請願

2014年8月29日
須賀川市　議会議長
市村喜雄　殿

請願団体　須賀川地方農民運動連合会
代表者　会長　丹治実
住　所　福島県岩瀬郡鏡石町[redacted]

紹介議員
丸本由美

〔請願趣旨〕

2014年産米は宮崎県、鹿児島県、高知県などの超早場米の消費地での取引価格が「前年を4000円程度下回る12000円台（1俵60㌔）」などと取り沙汰され、全国的な価格の大暴落が強く懸念されます。

今年から経営所得安定対策が半減され、米価変動補てん交付金も事実上、廃止されたもとで、今でさえ生産費を大幅に下回っている米価がさらに暴落するなら、再生産が根底から脅かされることになります。とりわけ、担い手層の経営への打撃ははかりしれないものがあります。

政府は、主食用米から飼料用米への転換を、助成金を増額して誘導していますが、対策の初年度ということもあり、種もみの確保、マッチング、貯蔵・調整施設などが未整備であり、生産現場で十分な対応ができない状況にあります。

そもそも、この間の米価の下落は、2013年、2014年度の基本指針を決めた昨年11月の「食料・農業・農村政策審議会食糧部会」で、今年6月末の在庫が2年前に比べて75万㌧も増える見通しを政府が認識しながら、何ら対策を講じてこなかったことにあります。また、「攻めの農政改革」で5年後に政府が需給調整から撤退する方針を打ち出したことも追い打ちをかけています。

主食の米の需給と価格の安定をはかるのは政府の重要な役割です。過剰基調が明確になっている今、政府の責任で需給の調整を行うのは当然であり、緊急に対策を実施することが求められています。

〔請願項目〕

1、緊急に過剰米処理を行うこと。

26.8.29
202

政府による緊急の過剰米処理を求める意見書（案）

2014年産米は宮崎県、鹿児島県、高知県などの超早場米の消費地での取引価格が「前年を4000円程度下回る12000円台（1俵60㌔）」などと取り沙汰され、全国的な価格の大暴落が強く懸念されます。

今年から経営所得安定対策が半減され、米価変動補てん交付金も事実上、廃止されたもとで、今でさえ生産費を大幅に下回っている米価がさらに暴落するなら、再生産が根底から脅かされることになります。とりわけ、担い手層の経営への打撃ははかりしれないものがあります。

政府は、主食用米から飼料用米への転換を、助成金を増額して誘導していますが、対策の初年度ということもあり、種もみの確保、マッチング、貯蔵・調整施設などが未整備であり、生産現場で十分な対応ができない事態にあります。

そもそも、この間の米価の下落は、2013年、2014年度の基本指針を決めた昨年11月の食料部会で、今年6月末の在庫が2年前に比べて75万㌧も増える見通しを政府が認識しながら、何ら対策を講じてこなかったことにあります。また、「攻めの農政改革」で5年後に政府が需給調整から撤退する方針を打ち出したことも追い打ちをかけています。

主食の米の需給と価格の安定をはかるのは政府の重要な役割です。過剰基調が明確になっている今、政府の責任で需給の調整を行うのは当然であり、緊急に過剰米処理を実施することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成２６年　　月　　日

○○県○○市議会

○議院議長　○○　○○殿

請願　第　13　号
平成26年8月29日受理

農業委員会、企業の農地所有、農協改革など、「農業改革」に関する請願

2014年 8月29日
須賀川市 議会議長
市村喜雄　殿

請願団体 須賀川地方農民運動連合会
代表者　会長　丹治 実
住　所　福島県岩瀬郡鏡石町[redacted]

紹介議員
丸本由美子

〔請願趣旨〕

「規制改革会議答申」を受けて、政府が「骨太方針 2014」ならびに「新成長戦略」に位置づけた「農業改革」は、日本の農業だけでなく、国民の食料と地域の将来に重大な影響を及ぼしかねません。

この「農業改革」は、安倍首相の「日本を世界で一番企業が活躍しやすい国」をつくる成長戦略の一環として、日本農業と国民の食を支えてきた家族農業を否定し、農業と農地を企業のもうけのために開放しようとするもので、その障害となる農業委員会や農協の事実上の解体も提言しています。

農業委員の公選制を廃止し、地域農業振興の建議機能を奪うことは、農地管理や農業振興に対する農民の意見表明の場を奪うことになります。農業生産法人の要件緩和と合わせ、企業の農地取得に道を開くことにつながります。

また、ＪＡ中央会の見直し、全農の株式会社化、さらには単位農協から信用・共済事業を分離することは、家族農業や地域経済を支え、地域のインフラを提供している農協の役割をないがしろにするもので、労働者の雇用にも重大な影響をあたえます。

この方向は、企業のもうけのために、自主的に運営されるべき協同組合の存在を否定することであり、ＩＣＡ（国際協同組合同盟）会長も、「協同組合の根本的な原則に攻撃を加えている」と批判しています。この攻撃は農協にとどまらないでしょう。

いま食料危機が心配されるなか、将来にわたって安全・安心な食料生産・供給を担い、環境と調和できるのは家族農業であり、国連も今年を国際家族農業年としているのです。農業政策の基本を、企業の参入・進出に置くのではなく、家族農業を基本とし、それを支える諸制度の充実、地域コミュニティーの維持、協同組合を発展させることこそが重要だと考えます。

〔請願項目〕

1、「骨太方針 2014」ならびに「新成長戦略」に位置づけた「農業改革」を中止すること。

2、農政改革にあたっては、農業の担い手の軸を家族経営とし、これを支援する諸制度の充実、農業委員会、農協の役割の強化等、生産の振興と食料自給率を向上に資するものにすること。

26.8.29
203

農業委員会、企業の農地所有、農協改革など「農業改革」に関する意見書（案）

「規制改革会議答申」を受けて、政府が「骨太方針 2014」ならびに「新成長戦略」に位置づけた「農業改革」は、日本の農業だけでなく、国民の食料と地域の将来に重大な影響を及ぼしかねません。

この「農業改革」は、安倍首相の「日本を世界で一番企業が活躍しやすい国」をつくる成長戦略の一環として、日本農業と国民の食を支えてきた家族農業を否定し、農業と農地を企業のもうけのために開放しようとするもので、その障害となる農業委員会や農協の事実上の解体も提言しています。

農業委員の公選制を廃止し、地域農業振興の建議機能を奪うことは、農地管理や農業振興に対する農民の意見表明の場を奪うことになります。農業生産法人の要件緩和と合わせ、企業の農地取得に道を開くことにつながります。

また、ＪＡ中央会の見直し、全農の株式会社化、さらには単位農協から信用・共済事業を分離することは、家族農業や地域経済を支え、地域のインフラを提供している農協の役割をないがしろにするもので、労働者の雇用にも重大な影響をあたえます。

この方向は、企業のもうけのために、自主的に運営されるべき協同組合の存在を否定することであり、ＩＣＡ（国際協同組合同盟）会長も、「協同組合の根本的な原則に攻撃を加えている」と批判しています。この攻撃は農協にとどまらないでしょう。

いま食料危機が心配されるなか、将来にわたって安全・安心な食料生産・供給を担い、環境と調和できるのは家族農業であり、国連も今年を国際家族農業年としているのです。農業政策の基本を、企業の参入・進出に置くのではなく、家族農業を基本とし、それを支える諸制度の充実、地域コミュニティーの維持、協同組合を発展させることこそが重要だと考えます。

政府は、「骨太方針 2014」ならびに「新成長戦略」に位置づけた「農業改革」を中止すること、農政改革にあたっては、農業の担い手の軸を家族経営とし、これを支援する諸制度の充実、農業委員会、農協の役割の強化等、生産の振興と食料自給率を向上に資するものにすることを求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成２６年　　月　　日

○○県○○市議会

○議院議長　○○　○○殿

陳　　情

平成２６年９月須賀川市議会定例会

陳情番号	受　理 年月日	陳　情　名	陳　情　者	資料 ページ
陳情第１号	H26.8.12	軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情	大阪府東大阪市 軽度外傷性脳損傷仲間の会 代表　藤本久美子	1

陳情 第 1 号
平成26年 8月12日受理

陳 情 書

平成26年 8月 6日

須賀川市議会議長 市村 喜雄 様

陳情者 大阪府東大阪市[redacted]
軽度外傷性脳損傷仲間の会
代表 藤本 久美子

軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情

陳情の趣旨

軽度外傷性脳損傷（MTBI）は、交通事故や高所からの転落、転倒、スポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受け、脳内の情報伝達を担う「軸索」と呼ばれる神経線維組織が断裂するなどして発症する病気です。

２００７年、世界保健機関（WHO）の報告によれば、外傷性脳損傷は世界で年間１０００万人の患者が発生していると推測されており、今後２０２０年には世界第３位の疾患になると予測され、その対策が急務であると警告されています。

WHOの報告から累計患者数を推計すると、日本には過去２０年間だけでも数十万人の患者がいると考えられています。

しかし、この病気はMRIなどの画像検査だけでは異常が見つかりにくいため、労災や自賠責保険の補償対象にならないケースが多く、働けない場合には経済的に追い込まれるケースもあるのが現状です。

主な症状は、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下をはじめ、てんかんなどの意識障害、肢体麻痺、視野が狭くなる、におい・味がわからなくなるなどの多発性脳神経麻痺、尿失禁、膀胱障害など複雑かつ多様ですが、本人や家族、周囲の人たちもこの病気を知らないために誤解が生じ、職場や学校において理解されずに、悩み、苦しんでいるケースが多々あります。

しかし、他覚的・体系的な神経学的検査及び神経各科の裏付け検査を実施すれば、後からでも外傷性脳損傷と診断することができます。

また、通学路での交通事故や柔道の女子の義務化も含め、スポーツ外傷が多発している昨今、子どもたちがMTBIを発症する可能性も高くなっています。

さらに、WHOの警告を踏まえ、受傷時の意識障害が軽度でも、重症の外傷性脳損傷を引き起こすことがある軽度外傷性脳損傷について、多くの市民に周知を図っていただきたいと思います。

そこで、下記のとおり、国・政府等関係機関に、意見書を提出していただきますよう陳情します。

陳情事項

国・政府等関係機関に対し、以下の内容を要請する意見書を提出すること。

1．業務上の災害または通勤災害によりMTBIとなり働けない場合、労災の障害（補償）年金が受給できるよう、労災認定基準を改正すること。
2．労災認定基準の改正にあたっては、画像に代わる外傷性脳損傷の判定方法として、他覚的・体系的な神経学的検査法を導入すること。
3．MTBIについて、医療機関はもとより、国民、教育機関への啓発・周知を図ること。

以上

26.8.12